別 「2	表プ 7」3	たの二(八) 又は「36」欄に記載がある場	合に	は、適用額	明組	田書(	の記載	が必要	更です。			
エネ 場合	トル	ギー環境負荷低減推進設備 法人税額の特別控除に関する	寿を 明刹	取得した 連事年	業				法人名	(		)
	個	別 所 得 金 額(個別所得金額がない場合は0)	1	· 円		連エネ		四の二	· の 金 「56の①」) 減推進設備等	)	20	· 円
	調	整前連結税額の個別帰属額 (23)×(1) 「27」欄	2		各	をし (I	た各連結注 取得適用注	5人の個 車結法	別所得金額の 人の(1)の台 超過額を	)合計額 }計)	21	
各連	当	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成30年旧措置法第68条の10第2項」 ② 「区分番号」欄:「10289」										
結		法	6		法	期	調整前	連結和	、の (8) の合 説額 超 過 構 二十五) 「7 <i>0</i>	<b></b>	26	
V+-	期	基 (2)× 100	7		人	分 当期税額控除額の合計額(25)-(26)					27	
法		((5)と(6)のうち少ない金額) 当 期 税 額 控 除 可 能 額			の			(23)	結 税 額 基 × 100		28	
人	分	((4)と(7)のうち少ない金額)調整前連結税額超過構成額	8		合	前	(2)		说額基準額 ((28) - (25))		29	
		(26) × (8) 「36」欄 当期税 エネルギ 歴	9		計	期	税事		・ 法人の(39の①)		30	
にお	前	本 エネルヤー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合										
		法 (29) × (1) (22) 人 田 田 昌 屋 姫 甘 維 姫	12		計	越	結税額超過構 業年度	(別表六の	)二(二十五)付表	€「2 <i>0</i> 16」)	34	
け	期	個別帰属額基準額 税 (2)× <del>20</del> 額	13		算	分	構成額	合	計	•	35	
る	繰	基 個別帰属額基準額の残額 (13) 又は((13) - (8)) 準	14		各連			(32)	控除額の含一(35)		36	
		接 人 税 額 基 準 額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15				√税額の 吉事業年	(27) +	空除額の台 (36) 「期繰越額 は当期税額 除限度額	当 期	37 控除 紅額	
計	越	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 ((II)と(I5)のうち少ない金額)			各連結法人におけ	又は	マは事業年度     ・・     ①		控除限度額 可 能 38 39		- ',	40
算	分	調整前連結税額超過構成額(33)×(39の①)+(34)×(39の②)(31)	17		る翌期繰越		• •	2				外円
		当期繰越税額控除額(16)-(17)	18		税額控除限度超		計	(4	1)	(16)		外
	法力	」 人税額の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)	19		超過額の計算	을 						